

鳥取県西部保健医療圏地域保健医療協議会委員 （鳥取県地域保健医療協議会委員）を募集します

西部圏域の地域保健医療計画の総合的な推進について、広く県民の意見を伺うため、鳥取県西部保健医療圏地域保健医療協議会（全体会議）の委員の募集を行います。

1 募集内容

（１）募集人数 1名

（２）応募資格

次のアからカまでの資格の全てを満たす方

ア 県西部に在住で、就任時点で満18歳以上かつ満70歳以下の方

イ 地域保健医療の推進に関心があり、施策、事業などの提案に意欲がある方

ウ 年2回程度、県西部で主に平日夜間に開催される会議に出席できる方

エ 任命時に、県の他の執行機関及び附属機関の委員に就任又は就任予定のない方

オ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でない方

カ 国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員でない方

（３）応募方法

応募用紙に、氏名、住所、年齢（生年月日）、職業、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス、地域保健医療等に係るこれまでの関わり、県の地域保健医療等に係る施策に対する考え、思いなど（400字程度）を記載の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで応募してください。

なお、応募用紙は鳥取県西部総合事務所米子保健所のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/yonagohoken/>）からダウンロードできます。

（４）委員の選考

ア 応募資格を満たす方の中から、提出された書類内容に基づき書類審査を行い、委員を決定します。

イ 委員決定後は、速やかに応募者全員に結果を通知します。

（５）応募期間

令和8年2月2日（月）～令和8年2月16日（月）必着

2 応募・問合せ先

〒683-0054 米子市糺町1丁目160

鳥取県西部総合事務所米子保健所 医薬・感染症対策課

電話：0859-31-9306

ファクシミリ：0859-34-1392

電子メール：yonagohoken@pref.tottori.lg.jp

※応募用紙は返却しませんので、その旨御了解ください。



3 鳥取県西部保健医療圏地域保健医療協議会について

（１）概 要

ア 協議会は、全体会議及び専門部会で構成されます。

イ 全体会議は、地域保健医療計画の実施に関する事項について協議します。

ウ 専門部会は、「医療提供部会」・「健康づくり部会」・「へき地・救急医療部会」があり、調査審議事項のうち専門的な事項を協議します。

※公募委員は「全体会議」への参加となり、地域保健医療計画の総合的な推進について、広く御意見をお伺いしたいものです。

（２）構 成 委員60人以内（公募委員1人を含む。）

（３）開催頻度 年2回程度

（４）任 期 任命した日の属する年度の翌々年度の5月31日まで

（５）待 遇 鳥取県特別職非常勤職員として、「鳥取県地域保健医療協議会委員」に任命します。

（６）そ の 他 県の規程により、報酬及び会議出席のための旅費を支給します。